

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 12 日

一般社団法人 日本癌治療学会 御中

厚生労働省医政局総務課

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
の一部改正について

標記について、別添の通り、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あてに通知を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 1012 第 1 号
令和 5 年 10 月 12 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
の一部改正について

今般、別添のとおり、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知）別紙 3 を改正することとしました。

改正内容は以下のとおりですので、貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管下の医療機関や関係団体に周知をお願いいたします。

記

1 改正の内容

日本歯科専門医機構が認定する基本的な診療領域に係る歯科医師の専門性資格として「補綴歯科専門医」を広告可能とする。

2 施行期日

令和 5 年 10 月 12 日

以上